

## 大阪音楽大学短期大学部における公的研究費に関する不正防止計画

2013年11月25日 学長裁定

2025年11月24日 一部改定

## 1. 目的

大阪音楽大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、公的研究費の適正な使用を確保するため、「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 競争的研究費等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」〔平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）、文部科学大臣決定〕に基づき、「公的研究費に関する不正防止計画」（以下、「不正防止計画」という。）を以下のとおり策定し、実施する。

## 2. 公的研究費の運営・管理に関わる責任体系

公的研究費の運営管理に関わる責任体系は、表1のとおりとする。

表1 公的研究費の運営・管理に関わる責任体系

責任者（役職名）	責任の範囲	役割・権限等
最高管理責任者 （学長）	公的研究費の適正な運用及び管理について最終責任を負う。	(1) 不正防止対策基本方針を策定・周知し、その実施のために必要な措置を講じる。 (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。 (3) 理事会等における不正防止対策の審議を主導し、その実施状況及び効果等について議論を深める。
統括管理責任者 （事務局長）	最高管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の運営・管理を統括する責任を負う。	(1) 公的研究費の適正な運用・管理について本学全体を統括する権限を持つ。 (2) 不正防止対策基本方針に基づき、本学全体の具体的な不正防止計画を策定・実施し、その実施状況を確認の上、最高管理責任者に報告する。 不正防止計画の策定に当たっては、把握した不正発生の要因に対応する対策を反映させ、実行性のある内容とするとともに、不正防止計画推進担当者から意見を聴取し、不正発生要因に応じて随時、見直しを行い、効率化・適正化を図る。 (3) コンプライアンス推進責任者によるモニタリングが適正に機能しているかを確認し、必要に応じて改善を指導する。

<p>コンプライアンス 推進責任者 (学務事務部門長)</p>	<p>本学における公的研究費の運営・管理を適正に実施する責任を負う。</p>	<p>(1) 公的研究費の適正な運用及び管理に関する実質的な権限を持つ。                  (2) 統括管理責任者が策定する不正防止計画に沿って不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。                  (3) 不正を起こさせない組織風土を形成するため、定期的・継続的な啓発活動を実施する。                  (4) 公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、又はその機会を提供し、受講者の受講状況を管理監督するとともに、その状況を統括管理責任者に報告する。                  コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。                  (5) 管理監督下にある構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p>
<p>不正防止計画推進 担当者 (学務事務部門長)</p>	<p>不正防止対策、コンプライアンス教育及び啓発活動等の策定、並びにそれらの進捗管理について責任を負う。</p>	<p>(1) 最高管理責任者が率先して不正防止に対応していることを学内外に表明するとともに、不正発生の要因がどこにどのような形であり得るか、本学全体の状況を体系的に整理し、評価した上で、不正防止計画全体の進捗管理に努める。                  (2) 監事及び公的研究費等に係る内部監査担当との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しについて意見交換を行う。</p>
<p>監事</p>	<p>公的研究費の運営・管理を重要な監査の対象であることを認識し、監査の実施について責任を負う。</p>	<p>(1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を本学全体の観点から確認し、その結果を理事会において定期的に報告し意見を述べる。                  (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング、並びに内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、最高管理責任者に対し意見を述べる。</p>

3. 公的研究費の適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

1) 行動規範の策定と周知

最高管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる総ての教職員に対する行動規範を策定し、教職員等に周知徹底する。

2) コンプライアンス教育・啓発活動

コンプライアンス教育・啓発活動の対象者、内容及び方法等は、「大阪音楽大学短期大学部における公的研究費に関するコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」に定める。

3) 誓約書の提出

公的研究費の運営・管理に関わる本学の構成員は、表2のイ又はロのうち、該当する誓約書を提出し、本学と公的研究費に係る取引を行う業者のうち、誓約書提出の対象となる者は、ハを提出する。

表2 誓約書提出対象者及び誓約内容

区分	誓約書提出の対象者	誓約に含める内容
イ	公的研究費を獲得した研究者	① 「研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、研究機関による管理が必要であるとの原則とその精神」について確認したこと ② 公的研究費の助成条件、使用ルール及び本学の規則等を遵守し、研究費の適正な使用と効率的な研究遂行を行うこと ③ 規則等に違反して不正を行った場合は、本学及び当該公的研究費の配分機関に対する責任、並びに法的な責任を負担すること
ロ	公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員（公的研究費を獲得した研究者を除く）	① 本学の規則等を遵守し、不正を行わないこと ② 不正行為等の疑いを発見したときは、直ちに「研究活動に係る不正行為の通報等受付窓口」に通報すること ③ 規則等に違反して不正を行った場合は、本学及び当該公的研究費の配分機関に対する責任、並びに法的な責任を負担すること
ハ	公的研究費に関わる本学との取引額が1年度間に30万円を超える業者、又はそれ未満であっても不正の発生する要因が懸念される取引を行う業者	① 本学規定及び関連法令を遵守し、不正な取引に応じないこと ② 本学関係者から不正な行為の依頼があった場合は、直ちに「研究活動に係る不正行為の通報等受付窓口」に通報すること ③ 不正が認められた場合は、調査に協力すること ④ 上記①に反する行為があると認められた場合、本学は今後の取引を停止すること

#### 4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

- 1) 「学校法人大阪音楽大学 経理規程」「学校法人大阪音楽大学 経理規程細則」及び「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 科学研究費補助金の取扱いに関する規程」に定めるもののほか、物品等の発注・検収・管理、人件費・謝金及び研究出張旅費等の取扱いは表3のとおりとし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。なお、人件費・謝金及び研究出張旅費等の取扱いについては、公的研究費から謝金・旅費等の支給を受ける学生等についても周知する。

表3 物品等の発注・検収・管理、人件費・謝金及び研究出張旅費等の取扱い

種別	取扱い
物品等発注、 検収及び管理	<p>(1) コンプライアンス推進責任者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p> <p>(2) コンプライアンス推進責任者は、予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行状況に問題がないか確認し、問題があれば、当該研究者に対し研究計画に基づく遅滞のない研究費の執行を促すとともに、翌年度への繰越、他の経費との合算使用、残額の返還について告知する。</p> <p>(3) 物品等の発注及び検収は、学務事務部門が行う。ただし、研究遂行上、緊急を要する等のやむを得ない場合においては、研究者自身による発注を認める。</p> <p>(4) 上記(3)のただし書における研究者による発注は、5万円以下の物品に限るものとし、検収は学務事務部門が行う。</p> <p>(5) やむを得ない事由によって研究者自身が発注を行う場合、当該研究者は、発注先選択の公平性及び発注金額の適正性に関する説明責任、並びに弁償責任等の会計上の責任が帰属することを理解するものとする。</p> <p>(6) 単価が100万円以上の物品の検収については、別途、検収調書を作成する。</p> <p>(7) 換金性の高い物品については、購入時に管理シールを貼付し、廃棄時に確実に使用不能の状態にすることを原則とする。また、内部監査において、当該物品を抽出して現物の確認及び使用実態を点検する。</p> <p>(8) 公的研究費の執行に関する書類やデータ等は、補助事業期間終了後5年間保管する。</p> <p>(9) 特殊な役務（データベース・プログラミング・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、次の①及び②のとおりとする。</p> <p>① 有形の成果物がある場合、当該成果物及び仕様書、作業工程書、完了報告書等の書類に基づいて検収を行う。</p> <p>② 成果物のない機器の保守・点検などを行う場合、学務事務部門の複数の職員の立ち会いによる現場確認を行う。</p>
人件費・謝金	<p>(1) コンプライアンス推進責任者は、研究補助従事者に対し、業務開始日以前に従事意志を再確認する。</p> <p>(2) コンプライアンス推進責任者は研究者とともに、研究補助従事者に対し、業務内容、勤務時間及び時間単価等の説明を行う。</p> <p>(3) 不正防止計画推進担当者は、研究補助従事者の業務の実施状況を任意に抽出して調査し、出勤票との整合性を確認する。</p> <p>(4) 研究補助従事者は、勤務日ごとに出勤票へ出勤及び退勤の時刻を記載した上で署名又は捺印することとし、学務事務部門がこの出勤票を管理する。また、研究者は毎月末までに出勤票を確認する。</p>

研究出張旅費等	<p>(1) 公的研究費における旅費の執行については、「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部科学研究費補助金の取扱いに関する規程」第7条を準用し、出張稟議書による手続きを経る。</p> <p>(2) 出張稟議書には、出張内容を具体的に記入し、支出する経費との関連を明確にする。</p> <p>(3) 出張報告書には、出張に関する証憑書類を添付するものとする。</p> <p>(4) 出張稟議書に記載された日程、交通手段等に変更があった場合は、出張報告書においてその理由を明らかにする。</p>
---------	--

2) 表3に定める取扱いについては、公的研究費の運営実態との乖離がないか、また、適切なチェック体制が保持できているか等の観点から毎年度確認し、必要に応じ見直しを行うものとする。

#### 5. 内部監査及びモニタリング

- 1) 公的研究費の適正な管理のために行う内部監査については、「大阪音楽大学短期大学部における公的研究費に関する内部監査要項」及び「大阪音楽大学短期大学部における公的研究費に関する内部監査マニュアル」において必要な事項を定める。
- 2) モニタリングについては、表4のとおりとする。

表4 モニタリングにおける役割及び実施上の留意点

担当者	役割及び実施上の留意点
コンプライアンス推進責任者	<p>(1) 日常的に公的研究費の執行状況をモニタリングし、その結果を定期的に統括管理責任者に報告する</p> <p>(2) モニタリングには次の①から③までを含む。</p> <p>①発注動向を調査し、疑義が生じた場合には、研究者からヒアリングを実施する。</p> <p>②消耗品の大量発注、又は特定業者への偏った発注があった場合には、研究者からヒアリングを実施し、必要に応じて、同業の別の業者の紹介を行う。</p> <p>③研究補助従事者（アルバイト職員等）を雇用している場合、随時その勤務場所に赴いて、勤務状況を確認する。</p>
統括管理責任者	<p>コンプライアンス推進責任者によるモニタリングの状況を確認し、最高管理責任者に報告する。</p>

#### 6. 情報発信・共有化の推進

- 1) 相談窓口
 

公的研究費の使用に関するルールに関する本学内外からの相談窓口は、学務事務部門研究支援とし、本法人ホームページに連絡先等の情報を掲載する。
- 2) 方針等の公表
 

公的研究費に関する本学の方針等は、本法人ホームページにおいて公表する。

#### 7. その他

本学は、適宜この不正防止計画を見直し、実行性を高めるものとする。その際には、把握した不正発生の要因に対応する対策を反映させるとともに、関係諸官庁からの情報や他の研究機関における公的研究費に関する不正防止への対応状況等を参考にする。